

歯科 経営 情報

REPORT

Available Information Report for
dental Management



制度改正

安心・安全で
質の高い歯科医療の推進

2022 年度 診療報酬改定の 方向性

- 1 2022 年度診療報酬改定 4つの視点
- 2 歯科医療機関の役割やあるべき歯科医師像が議論
- 3 日本歯科医師会からの要望事項
- 4 次期診療報酬改定に向けた議論

1 | 2022年度診療報酬改定 4つの視点

2022年度の診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会総会（以下、中医協総会）において令和3年7月より議論が進められています。

2022年度の診療報酬改定は、これまで進めてきた医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進、医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進などを踏襲しつつ、コロナ・感染症対応を意識した改定内容となる見通しです。

また、日本歯科医師会では、歯科診療報酬関係で厚生労働省に対して「歯科診療報酬の充実と財源確保」という要望を出しています。

1 | 2022年度診療報酬改定の基本的4つの視点

厚生労働省では、これまでの改定の流れを継承しながら、今般の新型コロナウイルス感染症等への対応や、感染拡大により明らかになった課題を踏まえた地域全体での医療機能の分化・強化、連携など、効率的・効果的で質の高い医療提供体制を構築することと、医師等の働き方改革等を推進することが重要であることから、視点1及び視点2を重点に、患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現と、効率化・適正化を通じた制度の安定性と持続可能性の向上という4つの視点で議論を進めています。

■改定の4つの視点

視点1：新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築【重点課題】

視点2：安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進【重点課題】

視点3：患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

視点4：効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

（参考）厚生労働省：令和4年 診療報酬改定4つのポイント

2 | 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる医療体制の構築

新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、局所的な病床・人材不足の発生、医療機関間の役割分担・連携体制の構築等の地域医療の様々な課題が出て、その中で各病院が機能に応じた役割を果たし、かかりつけ医を中心とした外来医療や在宅医療において、適切な役割分担から必要な医療を提供することの重要性も再認識されました。

今後は新型コロナウイルス感染症の対応は、平時でも感染拡大時でもその取り組み等に

ついて、地域の行政・医療関係者の間で議論・準備がなされていくことが必要です。

コロナ対応の経験やその影響も踏まえ、診療報酬改定においても、外来・入院・在宅を含めた地域全体での医療機能の分化・強化、連携を引き続き着実に進めることが必要です。

■考えられる具体的方向性の例

- 医療計画の見直しも念頭に新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築に向けた取り組み
- 外来医療の機能分化等
 - ・ 外来機能報告の導入や医療資源を重点的に活用する外来の明確化を踏まえ、紹介状なしの患者に係る受診時定額負担制度の見直しを含め、外来機能の明確化・連携を推進
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価
- 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 地域包括ケアシステムの推進のための取り組み

3 | 安心・安全で質の高い医療実現のための医師等の働き方改革の推進

地域医療構想の実現に向けた取り組み、実効性のある医師偏在対策、医師等の働き方改革等を推進し、総合的な医療提供体制改革を実施していくことが求められています。

時間外労働の上限規制の適用が開始される 2024 年 4 月に向けての準備期間も考慮すると、今回の改定が最後の機会になると思われ、今後の総合的な医療提供体制改革の進展の状況、医療の安全や地域医療の確保、患者や保険者の視点等を踏まえながら、実効性ある取り組みについて検討する必要があります。

■考えられる具体的方向性の例

- 医療従事者が高い専門性を発揮できる勤務環境の改善に向けての取り組みの評価
 - ・ 医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの実践に資する取り組みを推進
 - ・ タスク・シェアリング／タスク・シフティング、チーム医療を推進
 - ・ 届出・報告の簡素化、人員配置の合理化を推進
- 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の確保
- 業務の効率化に資する ICT の利活用の推進
 - ・ ICT を活用した医療連携の取り組みを推進

4 | 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

患者の安心・安全を確保して、医療技術の進展や病状の構造変化等を踏まえて、第三者

評価やアウトカム評価など客観的な評価を進めながら、デジタル化への対応、イノベーションの推進、不妊治療の保険適用等のような新たなニーズ等に対応できる医療の実現につながる取り組みの評価を進める必要があります。

また、患者自身が納得して医療を受けられるよう、患者にとって身近で分かりやすく、安全・安心で質の高い医療を実現していくことが重要です。

■考えられる具体的方向性の例

- 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や革新的医薬品を含めた医薬品の安定供給の確保等
 - ・患者が安心して医療を受けられ、それぞれの実情に応じて住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療機関間の連携の強化に資する取り組み、治療と仕事の両立に資する取り組み等を推進
 - ・医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションを含む先進的な医療技術の適切な評価
- 医療における ICT の利活用・デジタル化への対応
 - ・初診を含めたオンライン診療について、安全性と信頼性の確保を前提に適切に評価
 - ・オンライン服薬指導について、医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しを踏まえ、適切に評価
- 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進

5 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

高齢化や技術進歩、高額な医薬品開発等により医療費が増大していくことが見込まれる中、国民皆保険を維持するため、制度の安定性・持続可能性を高める取り組みが必要です。

医療関係者が共同して、医療サービスの維持・向上を図るとともに、効率化・適正化を図ることが求められます。

■考えられる具体的方向性の例

- 費用対効果評価制度の活用
 - ・革新性が高く市場規模が大きい、又は著しく単価が高い医薬品・医療機器について、費用対効果評価制度を活用し、適正な価格設定を行う。
- 市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
 - ・医薬品、医療機器、検査等について、市場実勢価格を踏まえた適正な評価を行うとともに、効率的かつ有効・安全な利用体制を確保
 - ・エビデンスや相対的な臨床的有用性を踏まえた医療技術等の適正な評価を行う
- 外来医療の機能分化等（再掲）
- 重症化予防の取り組みの推進
 - ・生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な重症化予防の取り組みを推進

2 | 歯科医療機関の役割やあるべき歯科医師像が議論

2022 年度診療報酬改定で歯科医療体制の検討会では、歯科保健医療ビジョンの概要として、地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関等の役割やあるべき歯科医師像とかかりつけ歯科医の機能や役割、具体的な医科歯科連携方策と歯科疾患予防策が議論されています。

1 | 地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関等の役割

歯科医療体制の検討会では、高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制の目指すべき姿について、国や地方自治体、関係団体、歯科治療を行う病院や歯科診療所は、歯科医療従事者、医師等を含めた医療従事者、そして国民全体に向けて、目指すビジョンを発信する必要があると考えられています。

■地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関等の役割

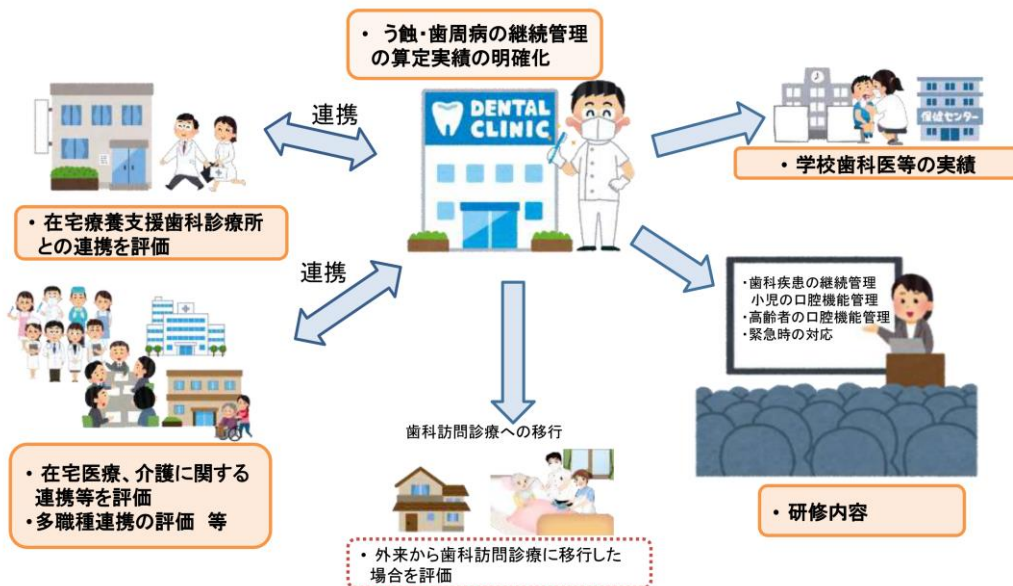
- 国及び地方自治体は、各々の歯科医療機関の果たす役割や機能を明示し、地域保健活動や、訪問歯科診療を中心とした医科歯科連携を進める。
- 地域ケア会議等において、歯科医療従事者が中心となり、歯科保健医療の必要性を伝えていく事が重要。さらに、国や関係団体は、歯科医療機関とその他関係機関との調整を行う人材の養成を行うことが必要。
- 歯科診療所は、国民・患者からも様々な役割や機能が求められていることから、専門分野に応じた歯科診療所間の役割分担、複数の歯科診療所のグループ化、歯科診療所の規模の確保等を検討し、機能分化を図る。
- 歯科保健医療を提供する病院は、設置状況や規模に応じて、歯科診療所に対応できない、より専門的な技術を要する患者の対応や歯科医療従事者に対する定期的な研修を実施することが責務として求められる。

2 | あるべき歯科医師像とかかりつけ歯科医の機能・役割

かかりつけ歯科医の3つの機能として、「住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応」「切れ目のない提供体制の確保」「多職種との連携」とされています。

「かかりつけ歯科医機能評価の充実」として2018年度診療報酬改定（一部改定）が掲げられましたが、再度、確認されています。

■かかりつけ歯科医機能評価の充実



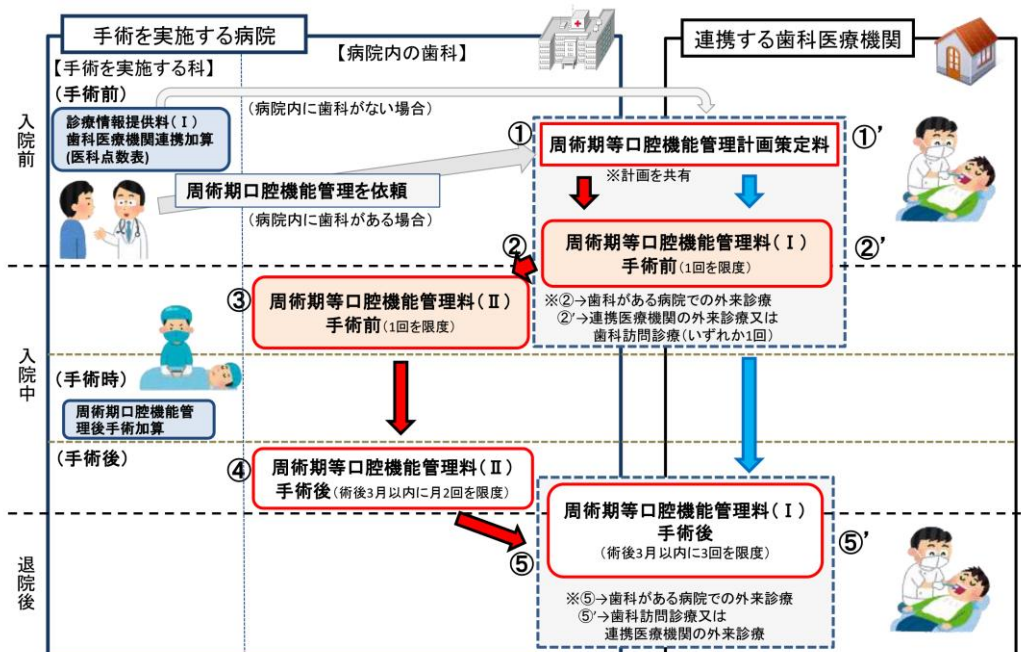
厚生労働省：第1回歯科医療提供体制等に関する検討会 資料より

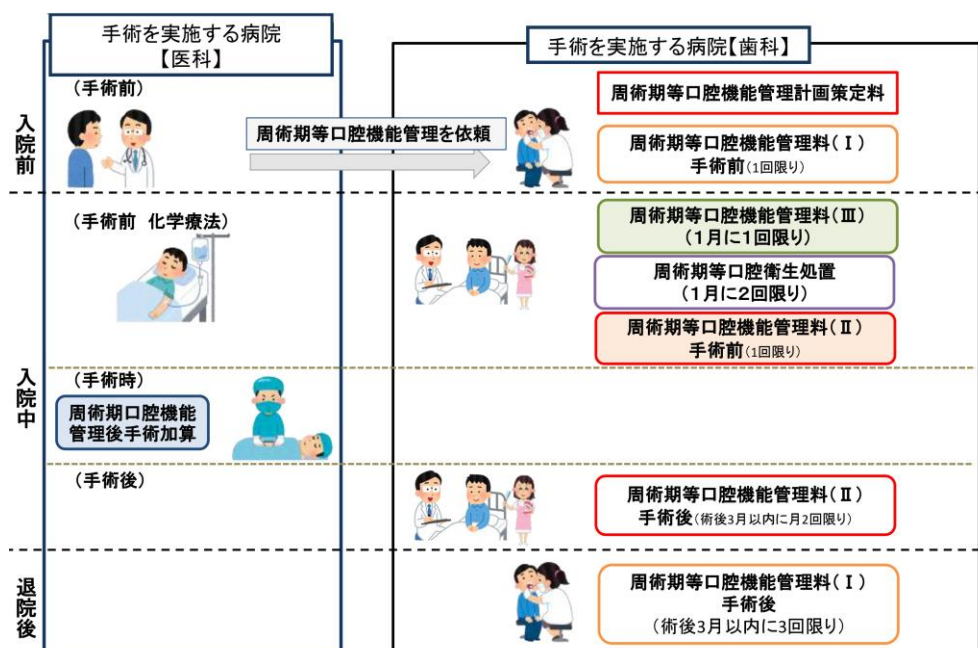
3 具体的な医科歯科連携方策と歯科疾患予防策

医科歯科連携等の多職種連携を推進するには、医科や介護分野等からの歯科保健医療に対するニーズの把握が必要です。現状の医科歯科連携等の状況の評価するための方法や、歯科診療情報等の活用方法から連携を進めることの検討も重要です。

病院での連携は、周術期口腔機能管理センター等の連携部門の設置や、入院患者の ADL や QOL の向上のために、リハビリ部門等の機能回復部門への歯科保険医療の関与、ガンや脳卒中等の患者に対する口腔機能管理等の推進等が考えられます。

■医科歯科連携（周術期における口腔機能管理のイメージ）





4 ICTを活用した医科歯科連携の検証事業

医師の負担軽減のために、歯科医師がいない病院等において、ICT を活用した歯科医師介入による口腔機能管理を推進することの検証事業が検討されています。

■ 医科歯科連携の検証事業開始の背景

- 入院患者等に対する歯科医師による口腔機能管理→在院日数の減少や肺炎の発症率の低下などの効果が報告
- 歯科標榜のある病院は、病院全体の約2割→歯科標榜のない病院において、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士）の介入による口腔機能管理を推進する
- 歯科診療所は、国民・患者からも様々な役割や機能が求められていることから、専門分野に応じた歯科診療所間の役割分担、複数の歯科診療所のグループ化、歯科診療所の規模の確保等を検討し、機能分化を図る
- 歯科標榜がない病院や介護施設等、歯科医師がいない施設では、地域の歯科診療所からの訪問歯科診療により対応しているが、訪問歯科診療を実施している医療機関は歯科診療所全体の約2割→効果的・効率的な歯科専門職の介入が必要

■ 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

全身との関連性を含む口腔の健康の重要性に係るエビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた切れ目のない歯科健診、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉機関等との連携を推進し、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、飛沫感染等の防止を含め歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。今後、要介護高齢者等の受診困難者の増加を視野に入れた歯科における ICT の活用を推進する。

3 | 日本歯科医師会からの要望事項

日本歯科医師会では、2022 年度の制度・予算に関して、厚生労働省、文部科学省、内閣官房、内閣府、歯科医療提供や歯科口腔保健、歯科診療報酬、医療安全、歯科医療機器・医薬品、医療情報、災害対策等の関係において、様々な視点から要望を出しています。

1 | 2022 年度診療報酬改定への要望事項

国民の健康増進、健康寿命の延伸を目的として、かかりつけ歯科医を中心とした健診や治療、重症化予防等の管理の流れを確立し、切れ目のない長期的視野に立った口腔健康管理は不可欠です。さらに、介護予防や脳血管疾患等による摂食・咀嚼・嚥下機能の低下、認知症患者等の口腔機能低下への対応は重要であることから、日本歯科医師会では、2022 年度診療報酬改定において、口腔機能管理をはじめとした歯科医療充実のため、これまで以上の十分な財源の確保を要望しています。

また、新たな感染症を踏まえたさらなる感染防止対策や診療体制についての適正な評価、医科歯科による多職種連携で、要介護者、周術期等患者、糖尿病患者、妊産婦等への対応について、医療情報の共有をはじめ、きめ細やかな配慮や連携ができるよう制度のさらなる充実を要望しています。

■ 歯科診療報酬の充実と財源確保（要望事項）

- ◎ 2022 年度診療報酬への十分な改定財源の確保
 - 歯科固有の技術の適切な評価
 - 薬剤・材料の適正な評価と償還
 - 一般臨床で活用が可能な新規技術や新規材料の保険収載
 - かかりつけ歯科医機能の強化の充実
 - 口腔機能の回復および管理のさらなる充実
 - 新たな感染症への対応に係る適正な評価
 - 歯科におけるオンライン診療の確立
- ◎ 地域における医療連携構築のための体制整備等
 - 病院歯科の充実と歯科標榜のない病院と地区歯科医師会及び歯科診療所との連携による地域医療の質の向上及び効率化
 - 患者ニーズに応じた質の高い在宅歯科医療のさらなる推進
 - 医科医療機関や多職種との連携の推進
 - 周術期等口腔機能管理の推進

（参考文献）公益社団法人 日本歯科医師会：令和 4 年度制度・予算要望書 より

2 | 歯科医療機器・医薬品関係への要望事項

歯科における医療機器は、医科と異なり多品目少量生産となっています。

このため、研究開発投資に対する回収率が低いことや、規制（薬事承認）対応コストが高いこと等から新製品の開発が進みにくく、医療機器メーカーでは採算性が優先され、なかには必要な医療機器の生産供給が中止されることもあり、外国製品のみ提供される状況が起こっています。

国民に安心・安全な医療を提供するためには、確かな医薬品、医療機器が必要であり、日本歯科医師会では、上記のような現状を踏まえ、日本再興戦略や未来投資戦略等、国の方針から、下記に示す環境整備を要望しています。

■ 歯科医療機器・医薬品関係への要望

◎ 歯科医療機器の新規開発への助成及び保険償還価格の適正な見直し

- 歯科において必要な医療機器が安定供給されるよう業界活性化に資する環境整備づくり
- イノベーションを促進するための治験体制の整備及び歯科医療機器の新規開発等への助成
- 歯科医療機器の新規開発等ならびに保険収載に向けた環境整備の充実

◎ 歯科関連適応外医薬品の課題解決に向けた検証

- 歯科関連適応外医薬品の課題解決に向けた検証のための歯科医師主導による歯科関連適応外医薬品治験推進促進事業等の環境整備

3 | 安心・安全な歯科器材の提供と薬剤耐性対策に掛かる予算措置要望

日本歯科医師会では、国民へ安心・安全で良質な歯科医療を提供するためには、歯科器材の薬事承認や新規開発は必要不可欠としています。

特に薬事承認に関しては、承認審査の基準として用いられる JIS の基となる国際規格との整合性を図ることが、国際化の一環として国策として進められており、ISO/TC106（国際標準化機構、歯科器材の規格作成を担当する技術委員会）における活動が重要となります。

自国の規格を国際規格に取り入れることは、国民に対して安心・安全な歯科医療の提供だけでなく、自国の産業発展のために極めて重要であり、予算措置を要望しています。

また、薬剤耐性菌が世界的に問題となっており、日本での薬剤耐性菌の状況、抗菌薬の適正使用等、薬剤耐性菌に対する感染対策などを踏まえ、歯科医療従事者に薬剤耐性（AMR：Antimicrobial Resistance）対策の周知を行っています。

この問題を喫緊の重要事項と捉え、これまで以上に周知及び啓発に取り組むことが重要であると考え、講習会等の取り組みに係る予算措置を要望しています。

■安心・安全な歯科器材の提供、薬剤耐性（AMR）対策にかかる予算措置への要望

- ◎（新設）安心・安全な歯科器材の提供に掛かる予算措置
 - ISO/TC106 への参加に向けた積極的な支援
- ◎ 薬剤耐性（AMR）対策に掛かる予算措置
 - 薬剤耐性（AMR）対策に関する周知及び啓発

4 | 医療情報関係への要望事項

医科・歯科連携をはじめとする多職種連携による医療情報連携の推進は、国民の健康の回復と、その保持・増進に極めて有効と考えられます。日本再興戦略、未来投資戦略等において、ビッグデータ活用によるイノベーション促進、医療現場や政策への活用を明記し、患者データの長期追跡や、民間利活用の拡大等、これら膨大なデータを活用して、医療現場にエビデンスに基づく診療支援等、医療関係者や患者がメリットを感じられる仕組みの構築を目指すとしている中、データヘルス集中改革プラン等において、歯科医療機関が様々な分野で活躍する意義は大きいと考えます。

■医療情報関係における ICT を活用した医療提供体制の構築に掛かる予算措置

- 歯科医療機関が医療や介護に関する情報連携等で必要となる ICT 化の環境整備（回線の敷設、改修備品の購入に係る費用など）に係る予算措置
 - ※ 日本再興戦略や未来投資戦略をはじめ、現在、健康・医療・介護情報利活用検討会等で議論している、保健医療情報連携等に取り組む医療機関等への支援
- 国が推進する医療分野の ICT 化政策（データヘルス集中改革プラン等）に対し積極的に取り組む歯科医療機関を支援する予算措置
 - ※ オンライン資格確認をはじめ、今後さらなる展開を目標としているマイナンバー制度等のインフラ整備に対する医療機関等の取り組みへの支援
- 医療情報化支援基金の対象事業について
 - ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関等のシステム整備の支援
 - ② 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等の導入の支援
- 災害時の身元確認に資する「口腔診査情報標準コード仕様」を歯科医療機関のレセプトコンピュータ等へ実装するための歯科医療機関の ICT 化支援

4 | 次期診療報酬改定に向けた議論

中医協の総会において、2021 年 7 月より 2022 年度診療報酬改定について、各項目の論点等に対して議論を行っています。

1 | 在宅歯科医療についての論点と主な意見

歯科訪問診療を行っている歯科診療所と連携機能を強化している在宅療養支援歯科診療所は増加傾向にあります。

在宅歯科医療を推進する観点から、歯科訪問診療料の見直しや外来受診していた患者について、かかりつけ歯科医が継続的に歯科訪問診療を実施した場合の評価など、評価の充実を行ってきています。

また、歯科訪問診療料を算定した患者における、口腔機能の評価に基づく継続的な歯科疾患の管理についても評価の充実を行っています。

このような状況から中医協総会では在宅歯科医療についての論点と、論点に基づく歯科訪問診療推進に向けた意見が示されました。

■在宅歯科医療についての論点と主な意見

◎論点：患者のニーズにあわせた歯科訪問診療を推進するために、近年における診療報酬改定の内容を踏まえ、どのような対応が考えられるか。

◎主な意見

- 歯科訪問診療を実施している医療機関は少なく、地域差も大きい。必要な機材や人材の不足への対応、IGT の活用も含め、歯科訪問診療の体制構築を推進するとともに、広く他職種や国民に認識される工夫を検討すべき。
- 薬局から歯科に情報共有を行うなど、歯薬連携の推進を検討すべき。
- 在宅で療養を行っている患者に対する口腔機能管理について、評価の在り方を検討すべき。
- 歯科訪問診療の回数が増加するよう、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所や在宅療養支援歯科診療所の施設基準の見直しについて検討すべき。
- 在宅療養支援歯科診療所の施設基準は、歯科訪問診療が未実施の小規模な歯科医療機関が参入しやすくなるような工夫も必要。
- 要介護高齢者は受診につながっていないため、その要因を検証するとともに、要介護高齢者を訪問歯科診療につないでいく多職種連携が必要。
- 小児への歯科訪問診療も推進すべき。重度心身障害児施設も重要だが、児童養護施設入所者への対応を検討すべき。

2 | 地域包括ケアシステムの推進についての論点と主な意見

地域包括ケアシステムを推進する観点での現状と課題では、専門分野に応じた歯科診療所間の役割分担等により、機能分化を図ることとされています。

また、かかりつけ歯科医に求められる役割として、歯科疾患の予防・重症化予防や口腔機能等のきめ細やかなニーズに対する対応や、訪問歯科診療を含めた切れ目ない提供体制の確保、医科歯科連携等を含めた他職種との連携などが掲げられています。

■ 地域包括ケアシステムの推進についての論点と主な意見

◎ 論点：地域包括ケアシステムを推進する観点から、かかりつけ歯科医に求められる機能や医科歯科連携等の他職種連携を推進するために、どのような対応が考えられるか。

◎ 主な意見

- かかりつけ歯科医による口腔疾患の重症化予防や口腔健康管理の取り組みがより推進されるよう引き続き対応していくべき。
- かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所は地域包括ケアシステムを推進するために地域の中心として活動することが求められている。これが広がらない理由について検討しつつ、更に推進されるような項目を施設基準に組み込むこと等について検討すべき。
- どの歯科診療所がかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所なのかを国民にわかるようにしていくことが必要。
- 周術期等口腔機能管理を実施する施設に関して、地域の歯科診療所が参加できる機会を広げるよう、推進を図るべきではないか。
- 糖尿病や摂食嚥下障害などに対する診療など、医科歯科連携が必要な診療について、より連携を推進するような対応が必要。歯科から医科への診療情報の提供や介護施設やデイサービス等への口腔の情報提供などの重要性が高まってきている。
- 歯科標榜のない病院や介護施設における ICT を活用した口腔機能管理など、地域の状況に応じた ICT の利活用について検討すべき。
- 歯科と他職種連携の推進について、歯科医師と薬剤師、歯科診療所と薬局の連携と、お薬手帳などによる情報共有を含めた連携の在り方について検討が必要。

3 | 安心・安全で質の高い歯科医療の推進についての論点と主な意見

前回、前々回の診療報酬改定において、院内感染防止対策を推進する観点から、歯科初診料及び歯科再診料の見直しを行いました。歯科初・再診料の院内感染防止対策に係る届出医療機関数は、2019年7月1日現在、65,200施設（約95%）でした。

■安心・安全で質の高い歯科医療の推進についての論点と主な意見

- ◎論点：歯科外来診療における感染防止策等について、どのように考えるか。
口腔疾患の重症化予防や口腔機能の管理を推進する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ◎主な意見
 - 感染防止について、2020 年度改定において一定の評価がなされたが、十分なものかどうか検討が必要。
 - 歯科医療機関における感染防止対策については、前回の改定で職員の研修を要件とすることで十分に対応したものと考えており、現行の特例的な対応との整理が必要ではないか。
 - 院内感染対策は初診・再診料の点数で推進するものではなく、研修や教育の充実で行うべきではないか。

4 | 生活の質に配慮した歯科医療の推進等についての論点と主な意見

歯科疾患の重症化予防を推進する観点から、2020 年度診療報酬改定において、6 か月以上の歯科疾患の管理及び療養上必要な指導を行った場合の評価を新設しました。小児及び高齢者に対する口腔機能管理について、歯科疾患の継続管理を行っている患者に対する診療実態と合わせて、評価の見直しを行っています。

歯科固有の技術について、今までの診療報酬改定では、口腔疾患の重症化予防や口腔機能低下、生活の質に配慮した歯科医療を推進する観点から新規技術の導入を行っています。

■生活の質に配慮した歯科医療の推進についての論点と主な意見

- ◎論点：歯科固有の技術の評価について、引き続き生活の質に配慮した歯科医療の提供等を推進する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ◎主な意見
 - 根面う蝕を含め、成人期以降のう蝕について、継続管理の仕組みの検討が必要。
 - 口腔機能の管理がさらに充実されるような引き続きの対応が必要。比較的早期から口腔機能が低下する場合や小児以降から継続的に管理する場合などの検討が必要。
 - 入院患者等に対する口腔の管理は重要であり、歯科専門職による口腔機能の管理を推進すべき。
 - 患者に現在の口腔の状況を客観的に示す観点から、新しい検査法の導入についても検討が必要。
 - ICT の活用や歯科固有の技術の推進などについて評価が必要ということは理解するが、従来の技術で必要性の薄れた技術の見直しについても同時に行うべき。
 - 歯科矯正治療は原則として自費となっているが、小児の口腔機能なども踏まえ、歯科矯正治療の必要性などについて検討すべき。

■参考資料

- 厚生労働省：中医協 審議会 令和 4 年度診療報酬改定に向けた議論の概要
次期診療報酬改定に向けた基本認識、視点、方向性等について
中医協 審議会 令和 3 年 8 月 4 日 総会資料
- 公益社団法人：日本歯科医師会 令和 4 年度制度・予算要望書

歯科経営情報レポート

安心・安全で質の高い歯科医療の推進 2022 年度診療報酬改定の方向性

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。